

福祉用具・住宅改修

1. 福祉用具・住宅改修の概況
2. 令和3年度介護報酬改定等の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 福祉用具・住宅改修の概況

2. 令和3年度介護報酬改定等の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】＜原則＞

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】＜例外＞

- ・ 腰掛便座
 - ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・ 排泄予測支援機器
 - ・ 入浴補助用具（※）
 - ・ 簡易浴槽
 - ・ 移動用リフトのつり具の部分
- （※）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目

貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋 (平成10年8月24日))

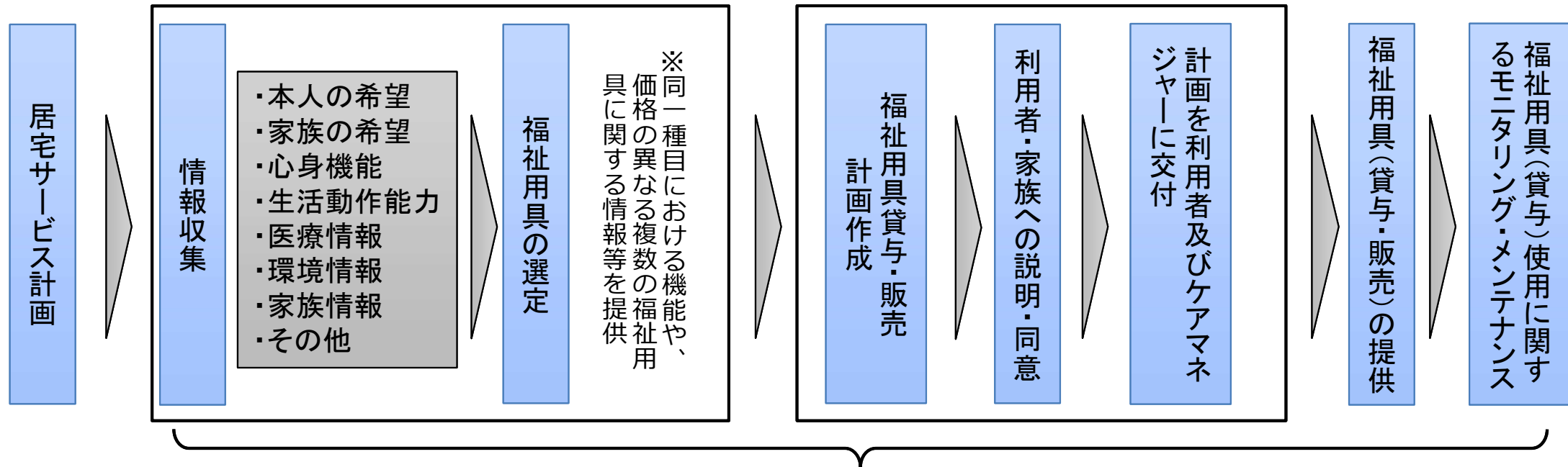
介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの (例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの (例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの (例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの (例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの (一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの (例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



福祉用具専門相談員（指定福祉用具貸与・販売事業所）による（介護予防）居宅サービス

- ・ 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
- ・ 提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
- ・ また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福祉用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等（福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス）を貸与後も実施する。

※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・ 利用目標
- ・ 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

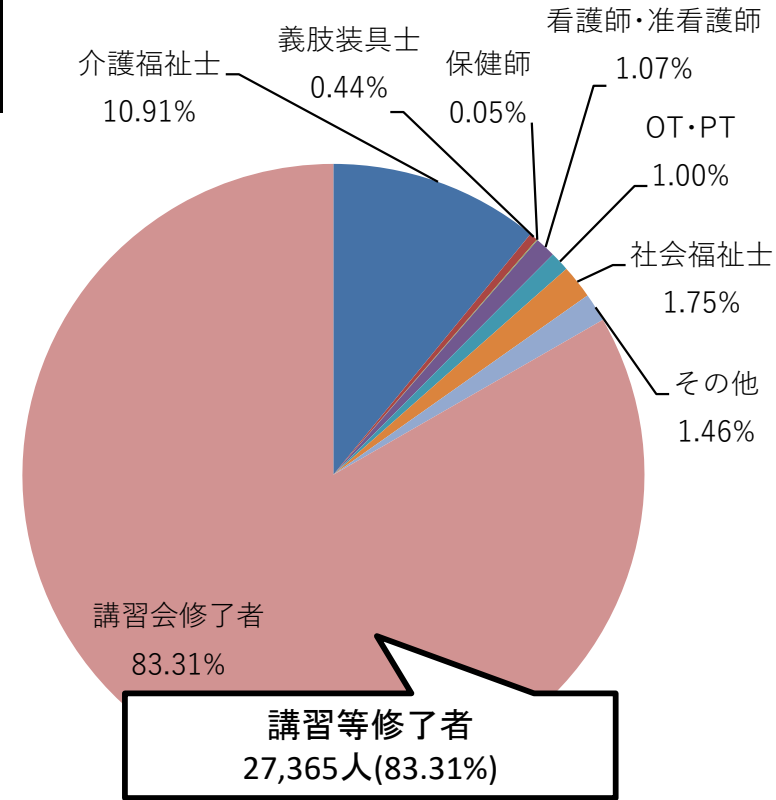
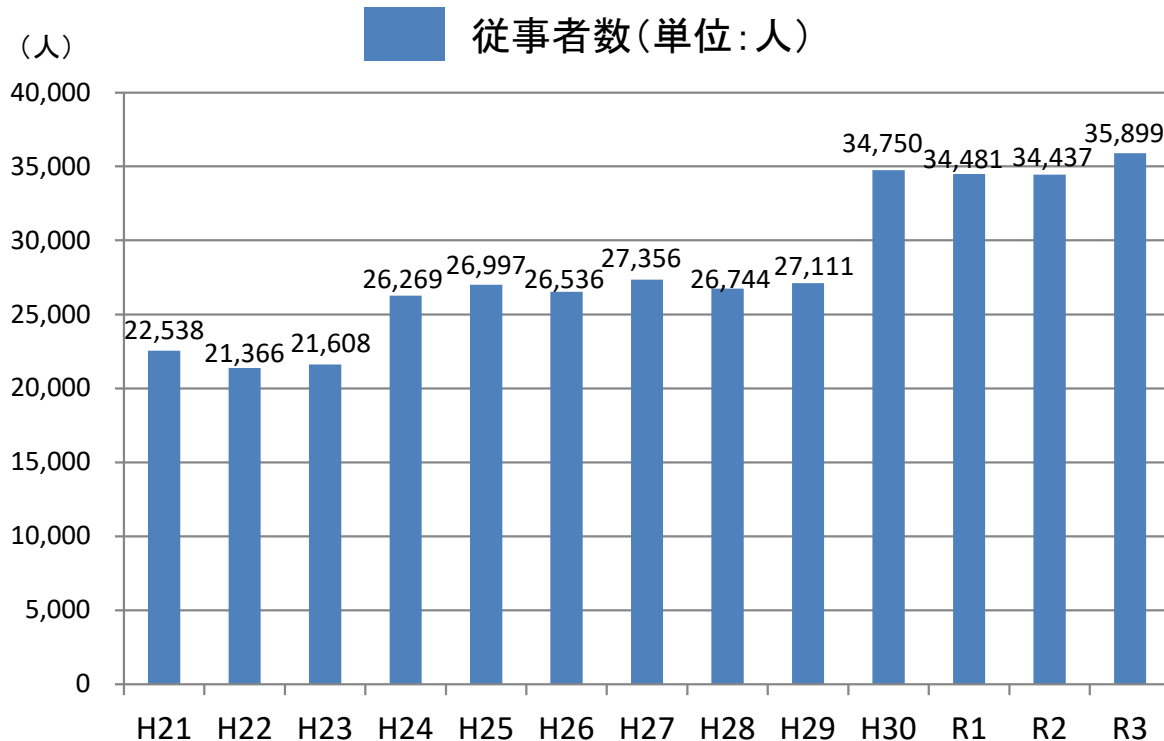
福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、4.2人（令和3年10月1日現在）。※常勤の福祉用具専門相談員のみ計上。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会（50時間）修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

② 福祉用具専門相談員資格状況（複数回答）

事業所あたり 従事者数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	3.4人	3.4人	3.5人	3.6人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.9人	4.0人	4.2人	4.2人



出典：介護サービス施設・事業所調査（各年10月1日現在）

注：調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

出典：介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第14-1表（令和3年10月1日現在 n=32,847）

※ nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値

福祉用具専門相談員に関する法令上の規定

○介護保険法施行令

(平成十年政令第四百十二号)(抄)

(福祉用具の貸与の方法等)

第四条 法第八条第十二項 若しくは第十三項 又は法第八条の二第十項若しくは第十一項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者(法第八条第二項に規定する居宅要介護者をいう。)又は居宅要支援者(法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。)が福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。)を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。)から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

- 一 保健師
- 二 看護師
- 三 准看護師
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 社会福祉士
- 七 介護福祉士
- 八 義肢装具士
- 九 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの(以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。)により行われる当該講習(以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。)の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

○介護保険法施行規則

(平成十一年厚生省令第三十六号)(抄)

(福祉用具専門相談員)

第二十二條の三十一 令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習(以下この条から第二十二條の三十三までにおいて「講習」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(略)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。

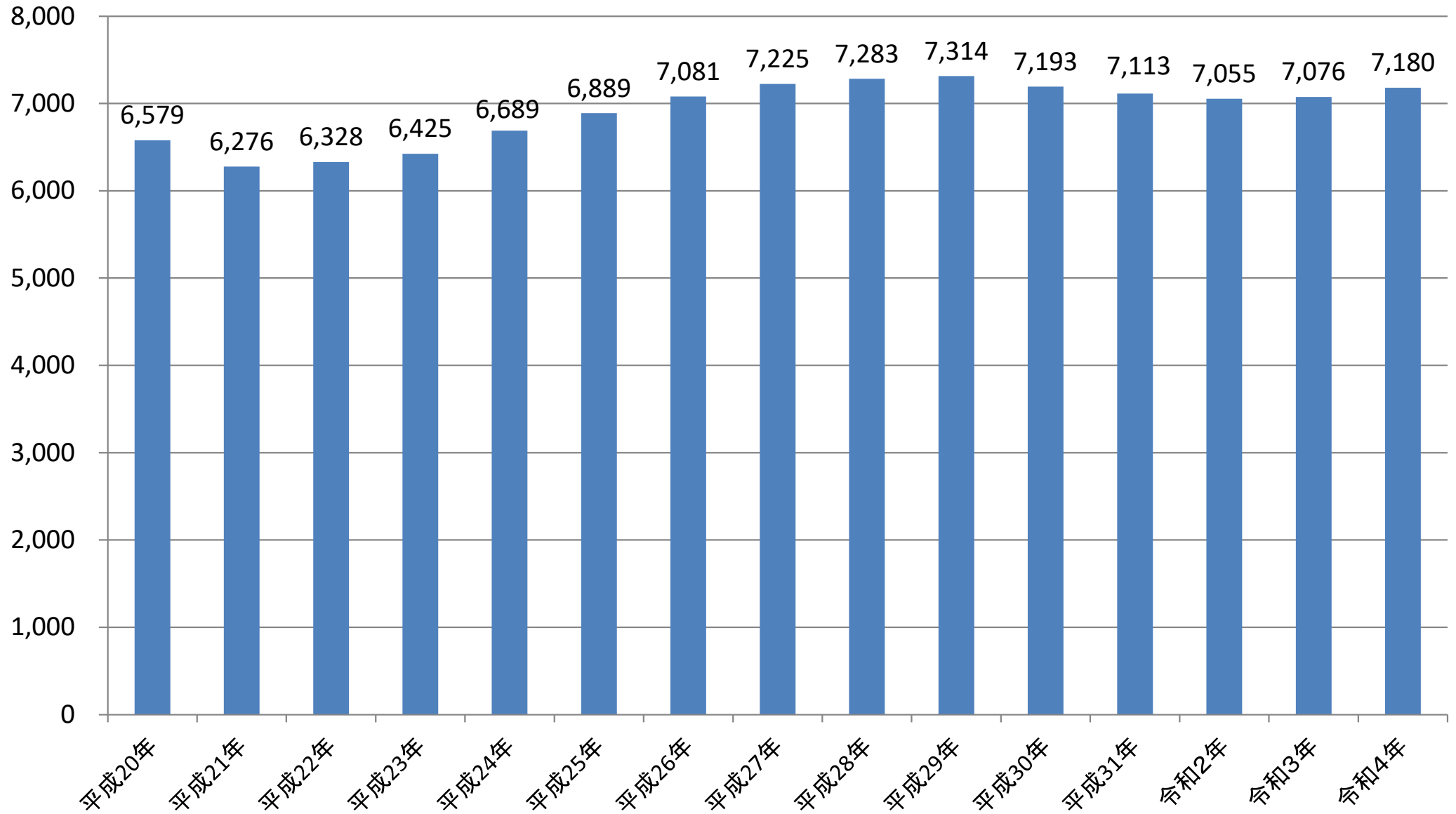
2 (略)

(福祉用具専門相談員指定講習の指定の基準)

第二十二條の三十三 令第四条第一項第九号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 講習は、年に一回以上開催されること。
- 二 講習の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。
- 三 前号に規定する講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 四 講師は、講習の課程を教授するのに適当な者であること。

福祉用具貸与の請求事業所数

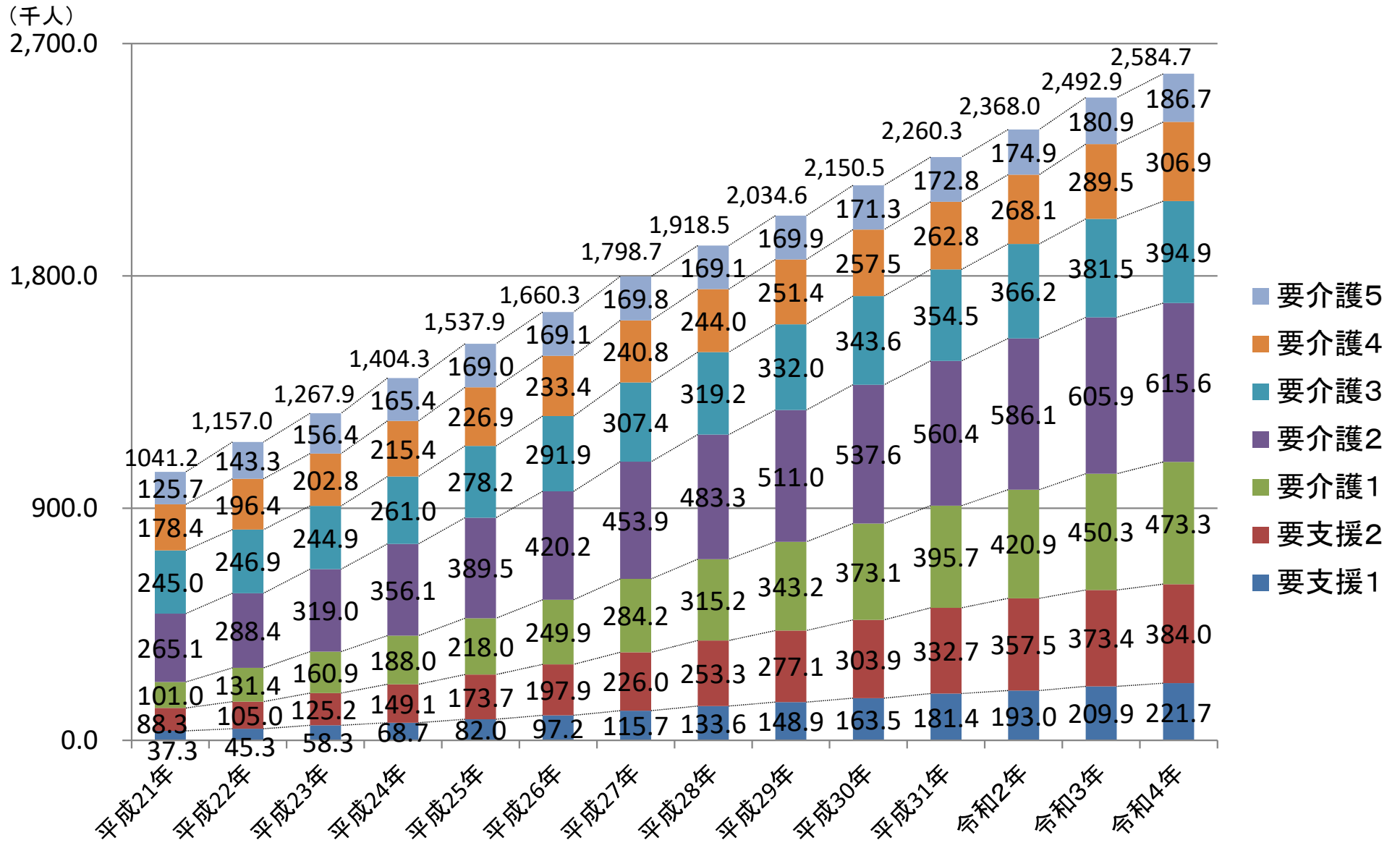


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態調査(旧：調査)」(各年4月審査分)

福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

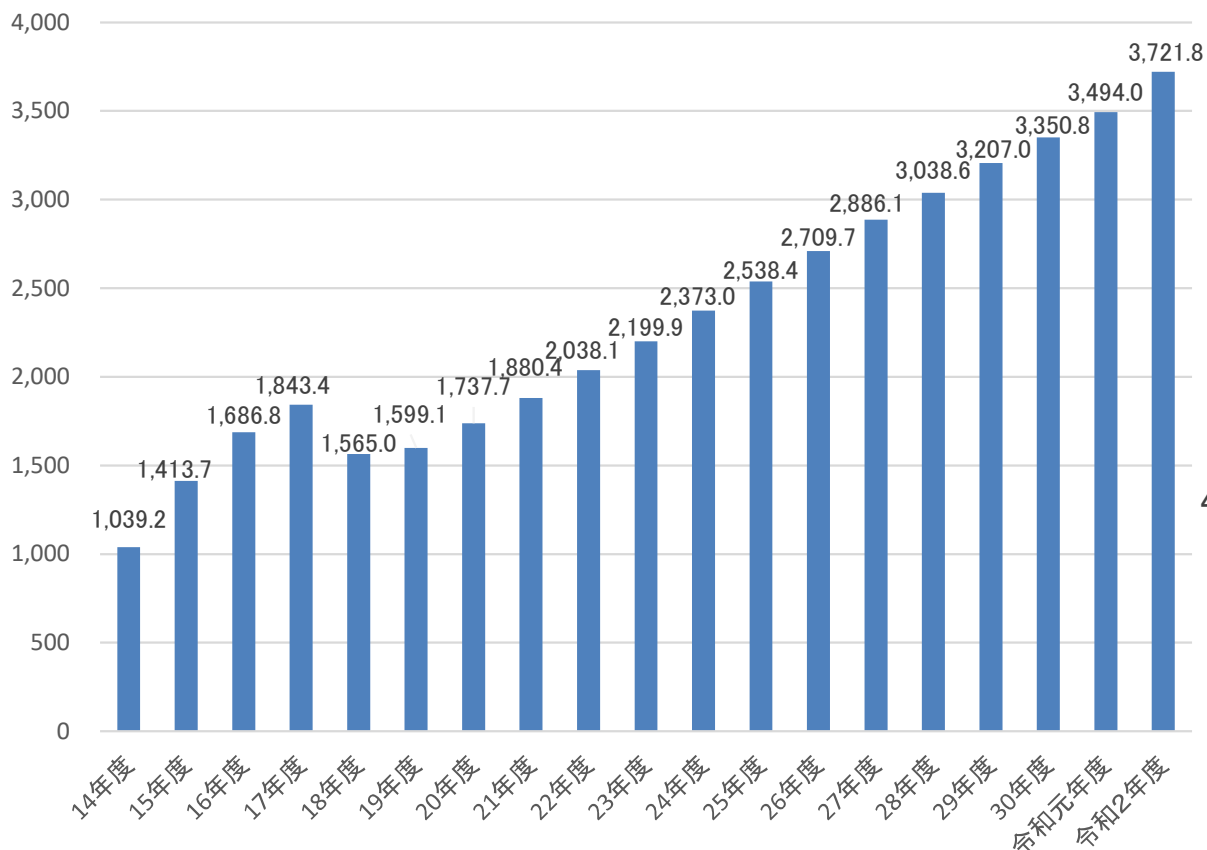
出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和2年度の福祉用具貸与の費用額は約3,722億円（対前年比約6%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。

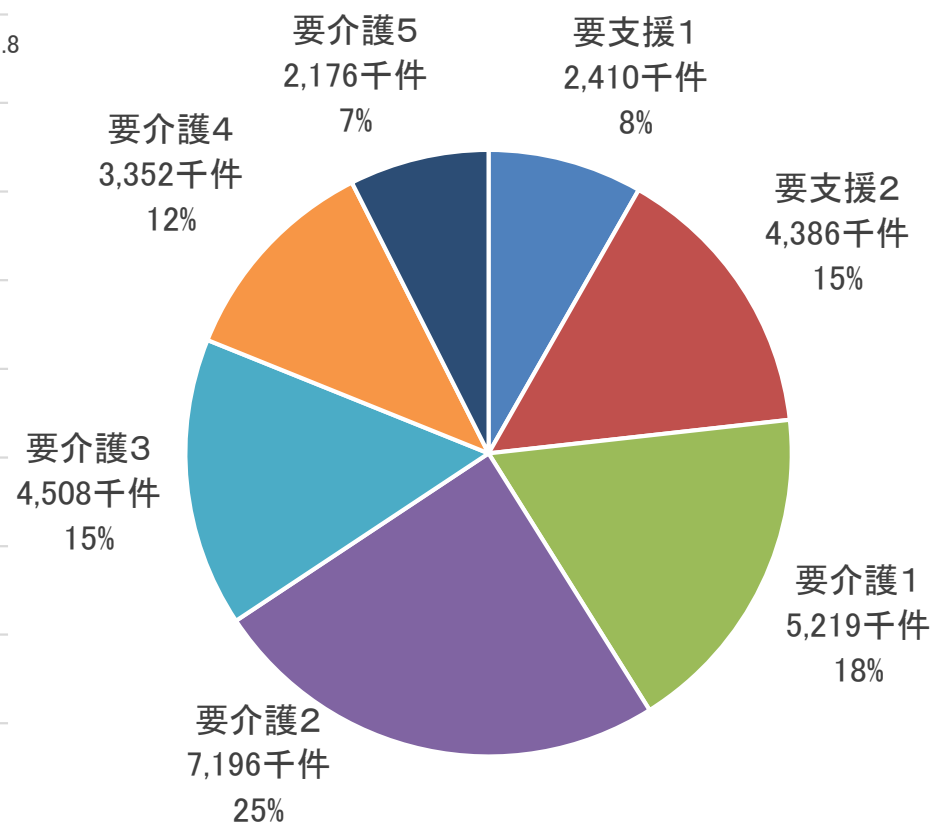
福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)

(単位:億円)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数
(年間延べ請求件数) 総数:29,248千件



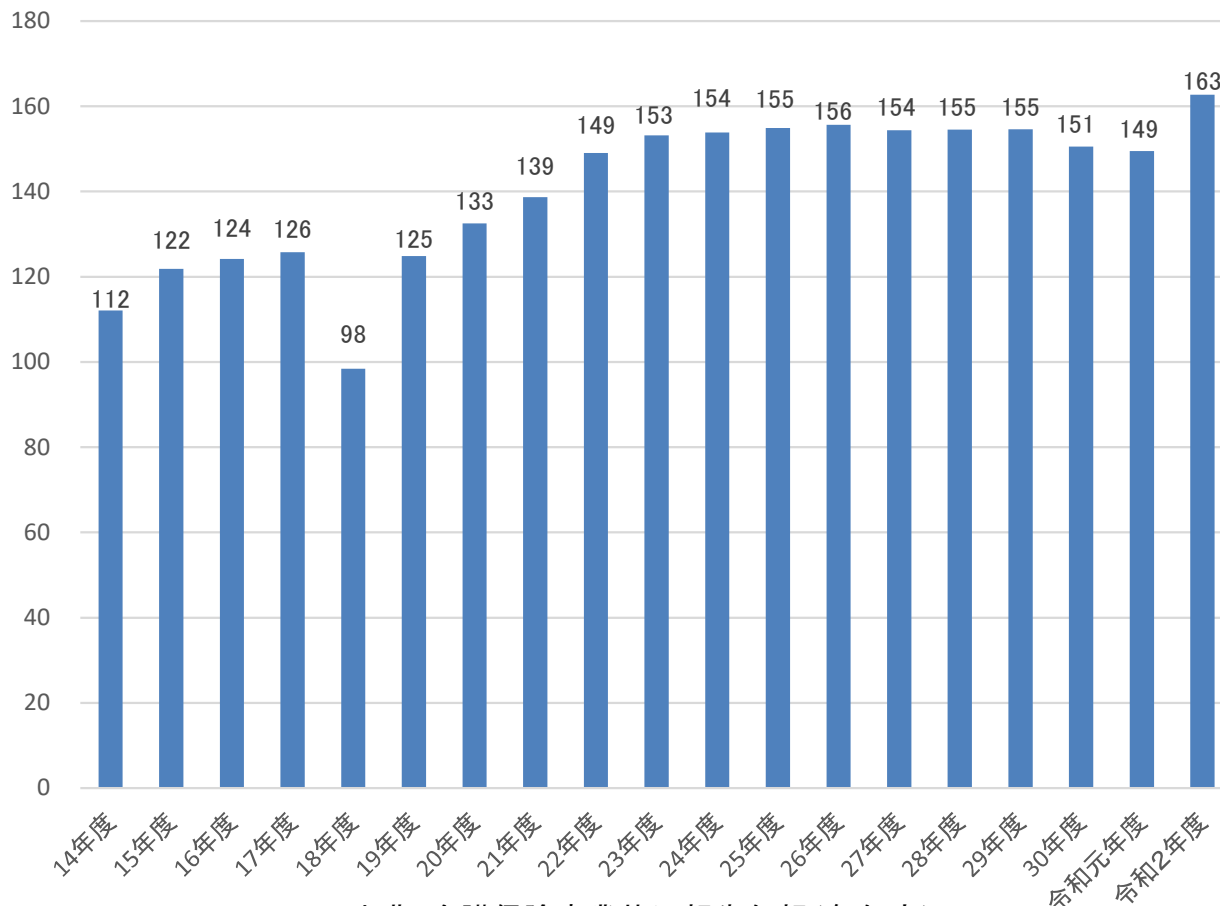
出典:介護保険事業状況報告年報(令和2年度)

特定福祉用具販売の保険給付の状況

- 令和2年度の特定福祉用具販売の費用額は約163億円である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

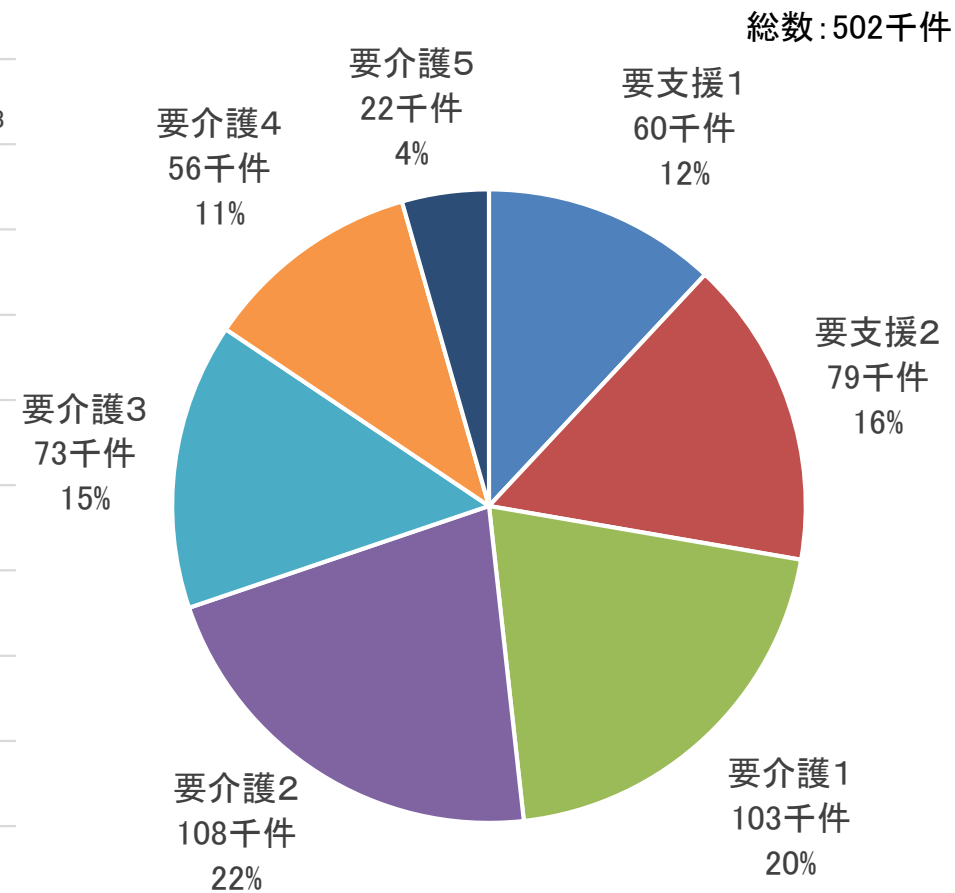
特定福祉用具販売の費用額の推移(介護予防を含む)

(単位:億円)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

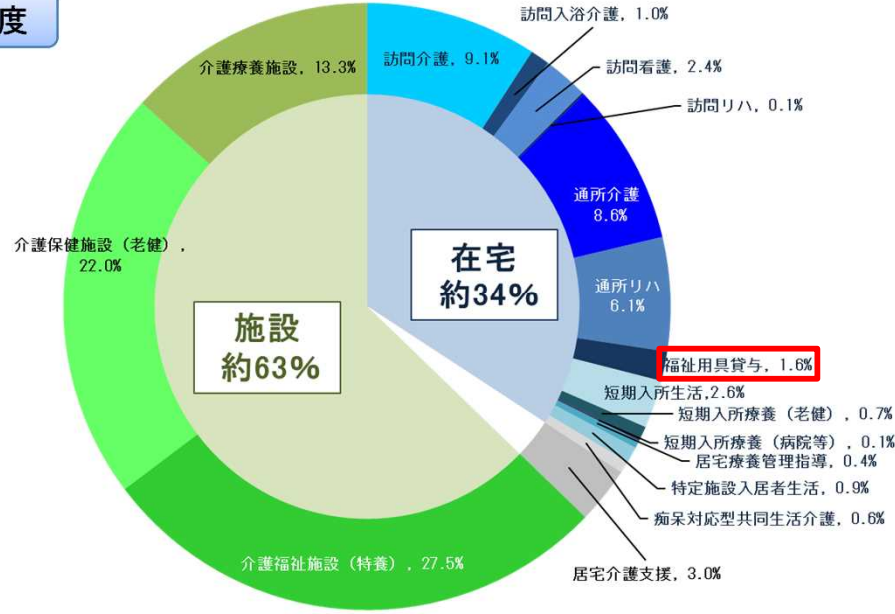
特定福祉用具販売の要介護度別給付件数



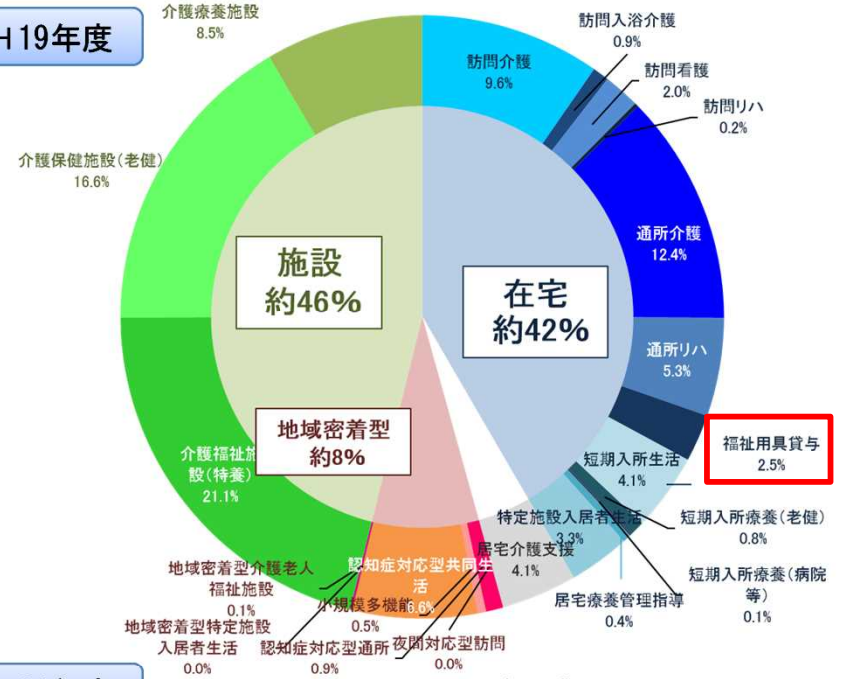
出典:介護保険事業状況報告年報(令和2年度)

サービス種類別介護費用額割合の推移

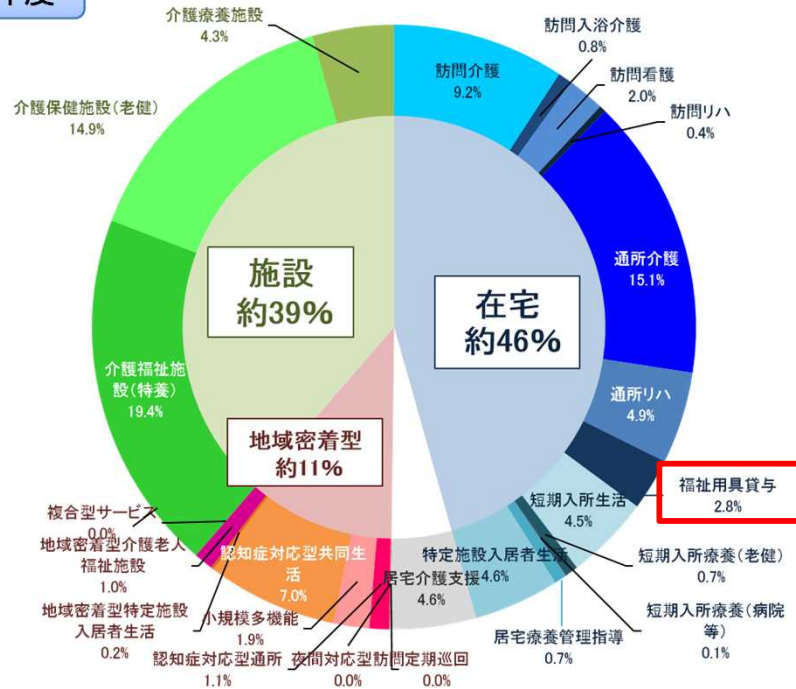
H13年度



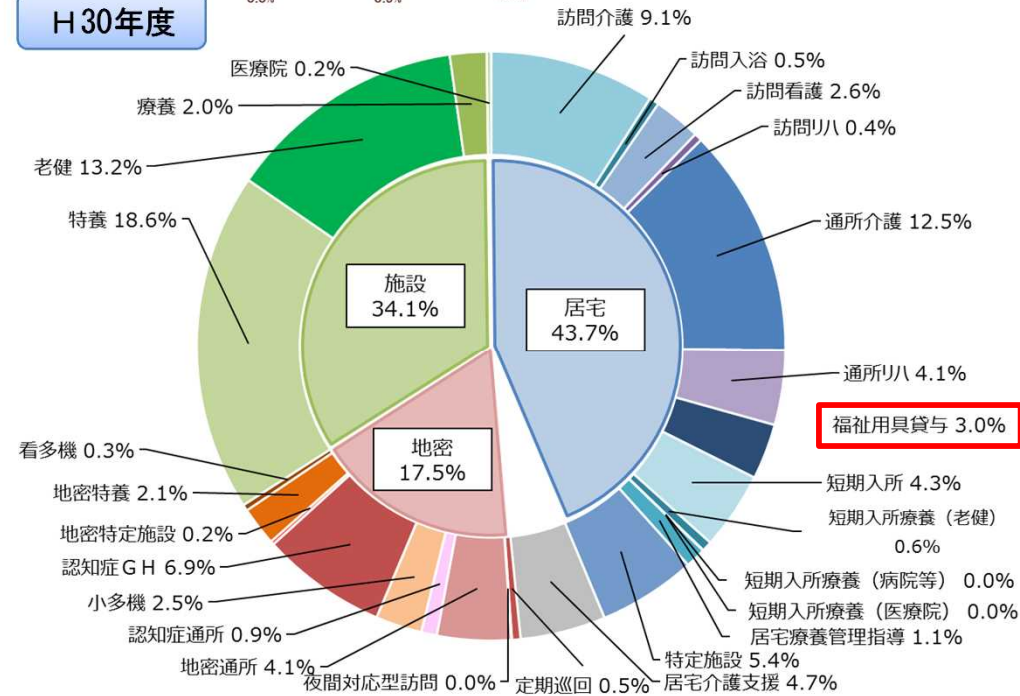
H19年度



H24年度



H30年度



介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和3年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
計	4,740,654	160,317	
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
計	3,595,326	13,581	
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

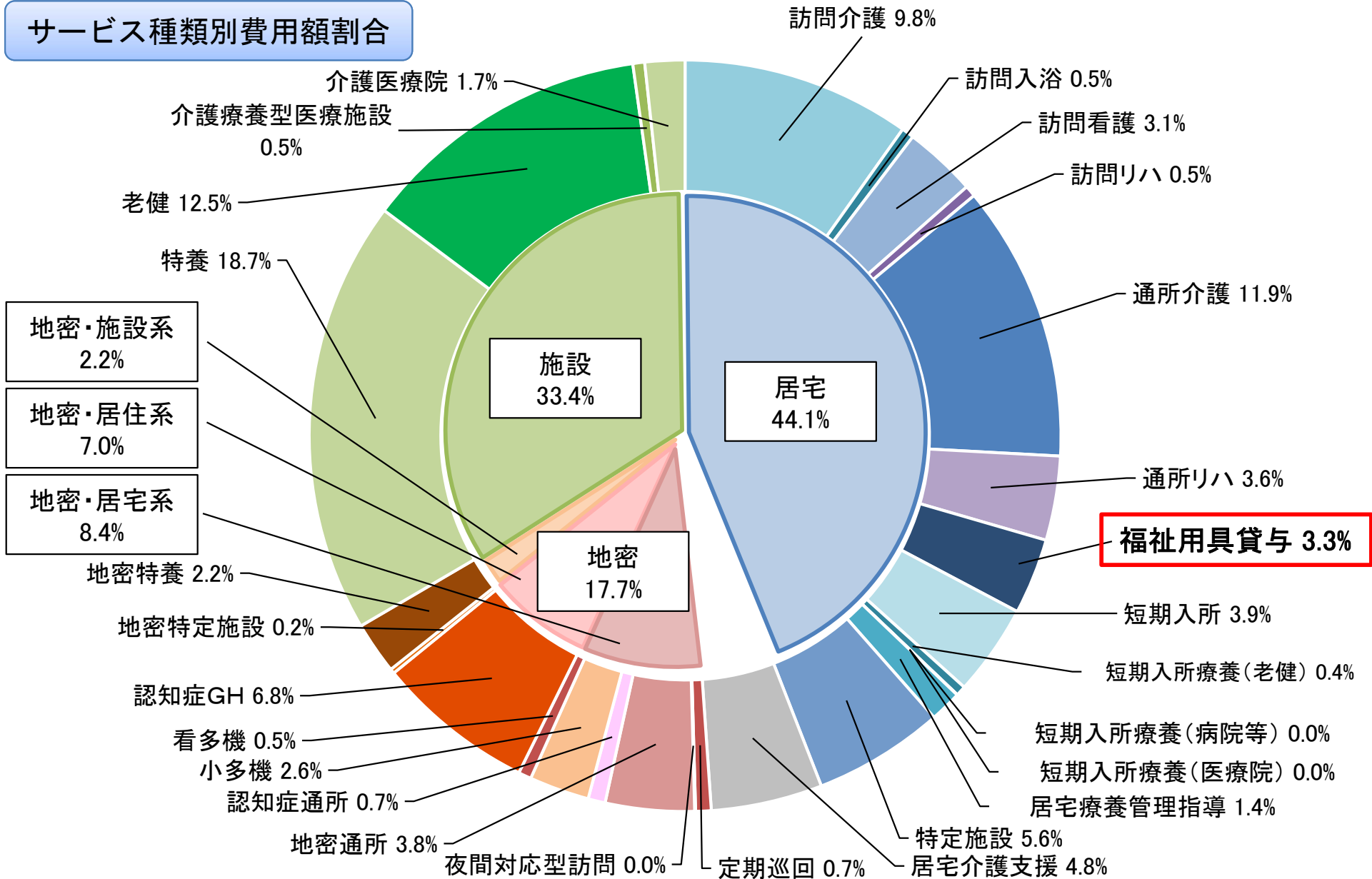
介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和3年度（令和3年5月～令和4年4月審査分（令和3年4月～令和4年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

（注3）令和3年度（令和3年5月～令和4年4月審査分（令和3年4月～令和4年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和3年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」
 (注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。
 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。
 (注2) 介護費用額は、令和3年度（令和3年5月～令和4年4月審査分（令和3年4月～令和4年3月サービス提供分））
 (注3) 令和3年度（令和3年5月～令和4年4月審査分（令和3年4月～令和4年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,700億円。

福祉用具貸与の経営状況

○ 福祉用具貸与の収支差率は3.4%となっている。

■ 福祉用具貸与における収支差率

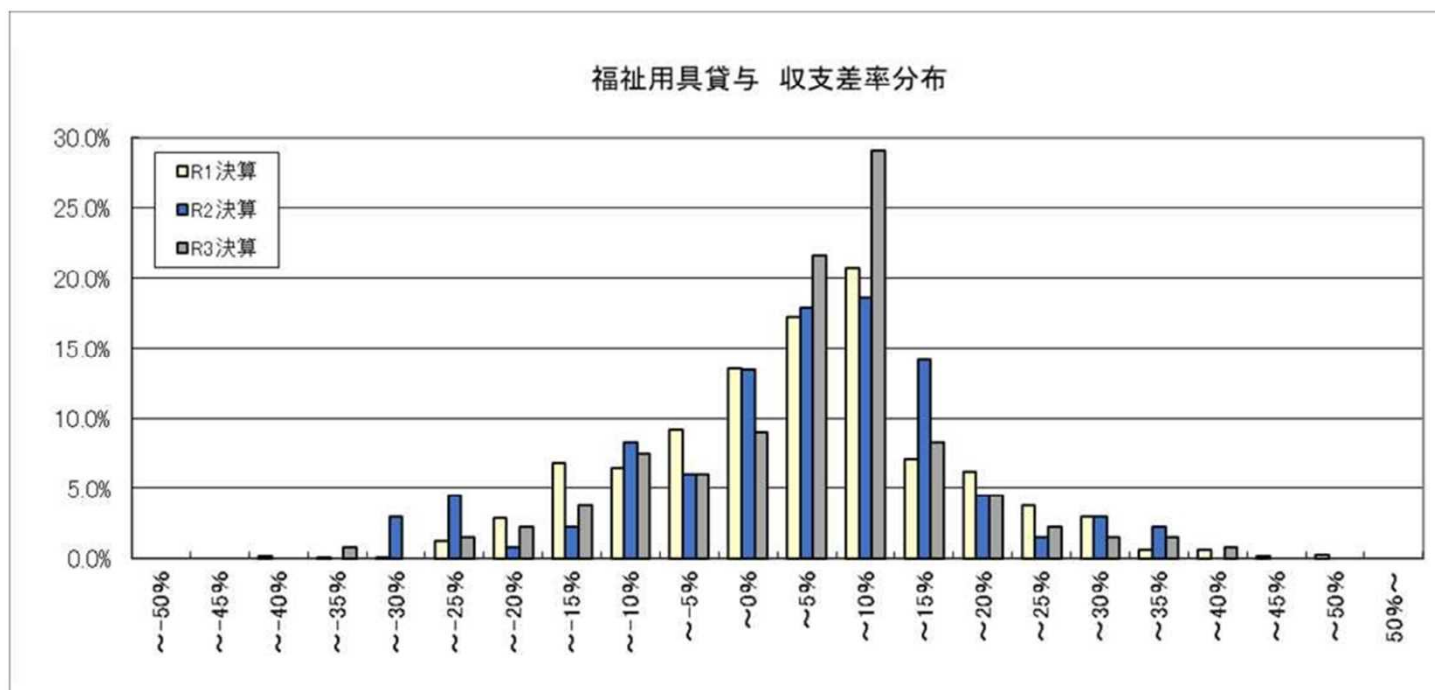
サービスの種類	令和2年度 実態調査	令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
福祉用具貸与	4.7% (3.5%)	1.5% <1.4%> (0.5%)	3.4% <3.4%> (2.6%)

注：括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

※令和4年度決算は調査中



介護保険における住宅改修

1 住宅改修の概要

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、保険給付の対象としている。

住宅改修を行う際（*）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、事前に市町村へ申請書を提出し、工事完成後、領収書等を提出することにより、保険給付される。

（*）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請も可能。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

生涯20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）

- ・ 住宅改修が個人資産の形成につながる面があること、賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等を考慮。
- ・ 保険給付は原則 9 割（上限18万円）、所得に応じて 8 割（上限16万円）・ 7 割（上限14万円）
- ・ 限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能。
- ・ 要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援 1	要支援 2 ・ 要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋 (H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

住宅改修の流れ

手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



市町村へ **工事前** に申請

市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工→完成／施工業者へ支払

市町村へ **工事後** に改修費の支給申請



住宅改修費の支給額の決定・支給

事前申請時のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

- ①支給申請書
- ②工事費見積り書(複数事業所からの見積もり提出を促進)
- ③住宅改修が必要な理由書(※)
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの
(日付入り写真又は住宅の間取り図など)

※理由書の作成者

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請時のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、
- ⑧住宅の所有者の承諾書
(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)

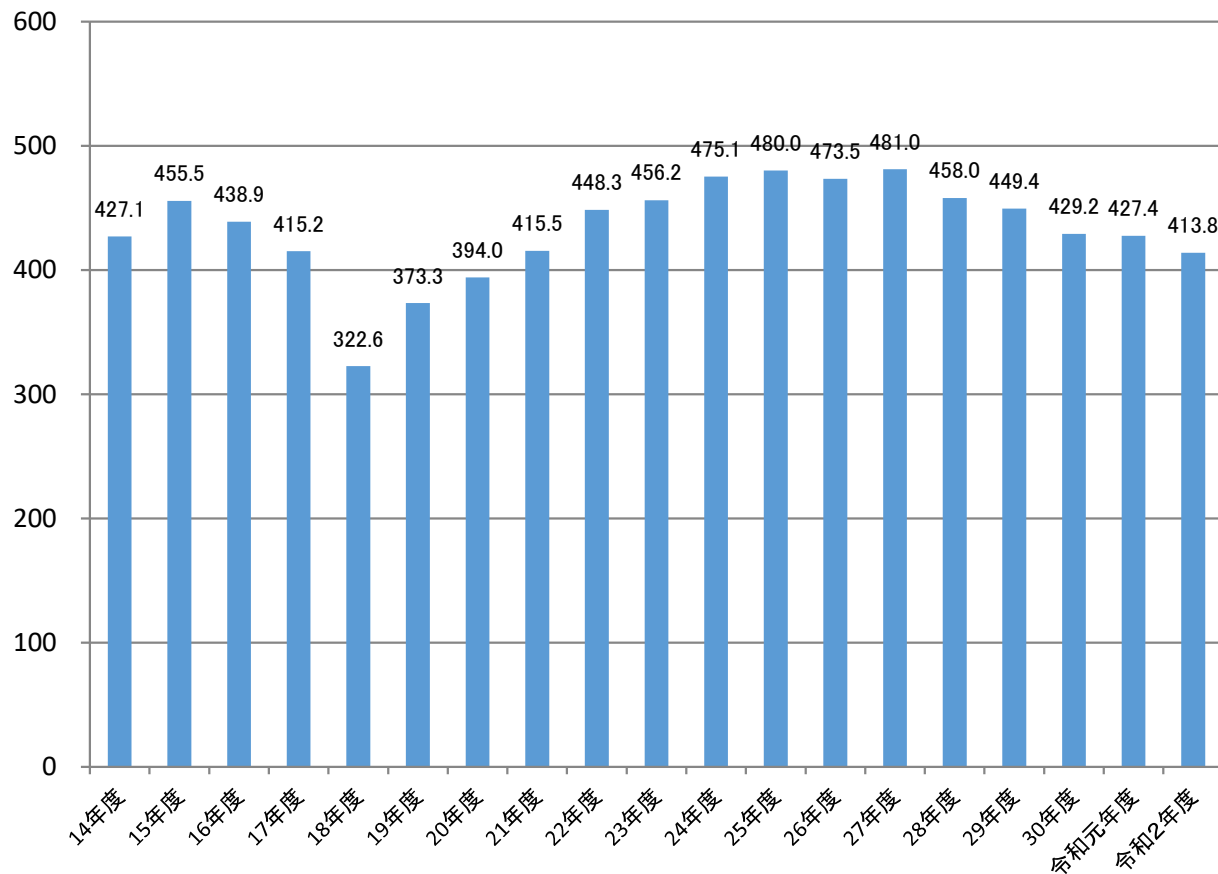
※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。

住宅改修費の保険給付の状況

- 令和2年度の住宅改修費の費用額は約414億円である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約8割である。

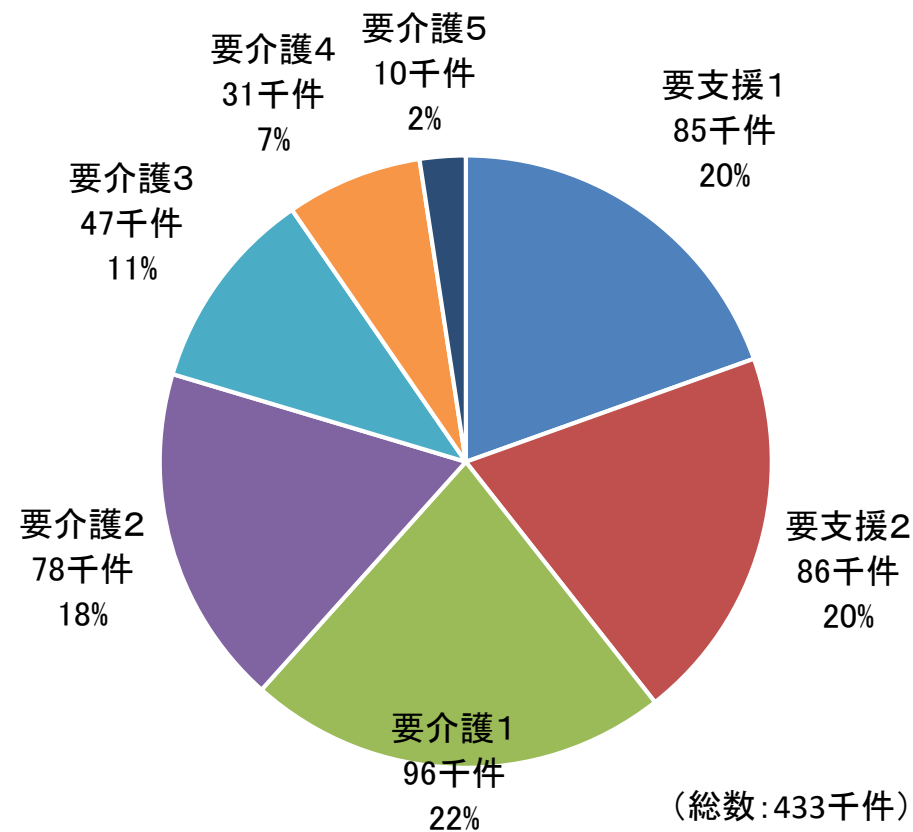
住宅改修費の費用額(介護予防を含む)

(億円)



出典: 介護保険事業状況報告年報(各年度)

住宅改修費の給付件数



出典: 介護保険事業状況報告年報(令和2年度)

1. 福祉用具・住宅改修の概況



2. 令和3年度介護報酬改定等の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

時期	制度改正等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の施行
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定。
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外（※）一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し 事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理（平成19年～平成23年にかけて開催） <ul style="list-style-type: none"> 論点1：いわゆる「外れ値」への対応について 論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充（40時間→50時間）、福祉用具専門相談員の要件の見直し（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外） 福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化 給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化 利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 福祉用具の貸与価格の上限設定（月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）を上限）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種に関与を明示 福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮して、設定された上限価格の見直しの頻度を3年に1度へ変更。

2.(4)⑦ 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

概要

【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。【通知改正】

単位数

- 変更なし。
- ※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算

	(I) イ 450単位	(I) ロ 600単位	(II) イ 600単位	(II) ロ 750単位	(III) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	3回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

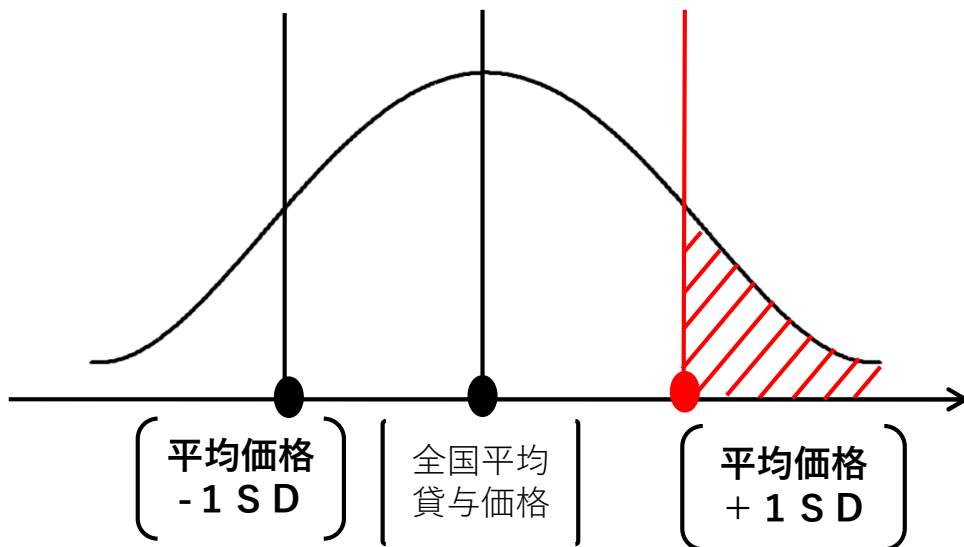
算定要件等

- 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。
 - ・ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ（正規分布）



上限価格が設定されている商品数

- 4,182商品（令和5年4月1日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和4年7月	63（新商品）	令和5年1月
令和4年10月	61（新商品）	令和5年4月
令和5年1月	76（新商品）	令和5年7月
令和5年4月	61（新商品）	令和5年10月

1. 福祉用具・住宅改修の概況

2. 令和3年度介護報酬改定等の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

福祉用具に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 令和2年12月18日）

○（福祉用具の安全な利用の促進）

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、II 6 ①（介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化）アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

○（福祉用具貸与・販売種目の在り方）

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会 令和4年12月20日）

○（福祉用具）

介護保険制度における福祉用具については、制度施行当初からの状況の変化等を踏まえ、令和4年2月より外部有識者が参画する「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、6回にわたり幅広く検討を行い、同年9月14日に議論の整理をとりまとめている。こうした議論の整理を踏まえ、福祉用具貸与・販売種目の在り方や福祉用具の安全な利用の促進等について、引き続き検討を行うことが適当である。

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行い、令和4年9月に、検討の方向性等も記した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」をとりまとめた。

【検討事項】

- ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討
- ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策
- ・福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 等

【開催スケジュール】

開催時期	開催回	概要	開催時期	開催回	概要
令和4年2月17日	第1回検討会	福祉用具の現状と課題に関する意見交換	令和4年5月26日	第4回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ②、③
令和4年3月31日	第2回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ①	令和4年7月27日	第5回検討会	これまでの議論の整理
令和4年4月21日	第3回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論 ①	令和4年9月5日	第6回検討会	これまでの議論の整理

【構成員】（順不同・敬称略）

※令和5年7月20日に第7回検討会を開催

名前	所属	名前	所属
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授	七種 秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
石田 光広	稲城市 副市長	田河 慶太	健康保険組合連合会 理事
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長	田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院 教授
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授	花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	東島 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	別所 俊一郎	早稲田大学政治経済学術院 教授
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長		

これまでの経緯と今後の進め方

（これまでの経緯について）

- 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。」とされた。
- これを踏まえ、令和4年2月に「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を立ち上げ、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度の貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点を踏まえた検討を行い、令和4年9月に、検討の方向性等を記した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」をとりまとめた。
- 本とりまとめにおいて、「データの不足があるため、きめ細かな調査や研究事業等を引き続き行い、把握したデータ等を具体的に示していく必要があるのではないか。」とされており、この間、各調査研究事業等によるデータの収集・分析等を行ってきたところ。

（今後の進め方について）

- 本検討会は本年において2回程度の開催を予定しており、
 - ① 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応
 - ② 福祉用具貸与・販売に係る適正化の方策
 - ③ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方について、これまでの各種調査研究結果等を踏まえつつ、対応方針等に関する議論を行っていただきたい。
- 本検討会の議論を踏まえたとりまとめを行い、関係審議会等に報告する予定。

① 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応

「これまでの議論の整理」における主なご意見

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（第7回）

令和5年7月20日

資料2

（福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用）

- 福祉用具の利用安全を促進するため、製品面の安全性を確保することに加え、利用者が使用方法を適切に理解することも必要であることから、福祉用具貸与・販売事業所において、防止のための支援の実施や、ヒヤリ・ハットや事故情報を積極的に把握するための取組を促進するべきである。
- 福祉用具の利用中の事故情報が行き渡るようにするため、他の福祉用具貸与事業者、製造事業者、レンタル卸、保険者等が事故情報等の共有・活用できる仕組みを検討するべきである。
- 消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告について、製造事業者、レンタル卸を含めて、報告の義務化の啓発の強化や仕組み作りを行うべきである。
- 保険者に報告・蓄積されている事故情報等を施設・在宅の事業者も含めてフィードバックできる仕組み、保険者との連携方法等についても検討を進めるべきである。

（サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組）

- ケアプランや福祉用具貸与計画の作成、サービス提供、福祉用具の使用に関するモニタリング、メンテナンス、提供されるサービスのチェック・適正な評価等を通じてPDCAサイクルを行う仕組みの構築が重要である。
- 多職種連携におけるPDCAサイクルについて、主治医やリハビリテーション専門職等が専門的な視点に基づいて評価を行う仕組みを創設するなど、医療職等も含めた多職種連携（チームケア）の効果的な実施を促進すべきである。
- 制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

② 福祉用具貸与・販売に係る適正化の方策

「これまでの議論の整理」における主なご意見

（貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用）

- 福祉用具貸与事業所における用具の選定について過不足のないことが重要であり、自立支援を阻害する過剰な貸与・販売、不足による活動の制限を避けるため、医師やリハビリテーション専門職等の医療職も含めたチームケアの促進や連携強化、プロセスの標準化等を通じて、適正な給付を促す仕組みを構築するべきである。
- 平成16年度に策定された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、適正化の方策のために、現在の給付事例等踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきである。

（貸与決定後等における給付内容の検証の充実）

- 福祉用具貸与に関するアセスメント、選定相談、適合確認、貸与後の福祉用具が利用者に及ぼす影響についてのモニタリング、必要に応じたケアプランの見直し等が介護支援専門員や福祉用具専門相談員によって適切に行われるための取組の促進が必要である。
- 適正化事業によるケアプラン点検や福祉用具貸与・販売調査（※）について、適正な運用の観点から充実・強化を行うほか、福祉用具貸与・販売調査の多職種連携による検証の仕組みも、更に活かすことが重要である。
- 地域ケア会議を活用することにより、福祉用具貸与等における課題等の共有・気づきを促すべきである。
- 手すりは極端に多いケースがあり、他の種目と併せて同一種目の複数個支給に一定の制限が必要という意見の一方、規制によって、複数個支給で満たすことができるニーズへの対応が困難になる可能性に懸念を示す意見もあることから、支給の実態や自治体における取組を把握の上、丁寧に検討する必要がある。

※ 適正化事業とは、都道府県、保険者等における介護給付費の適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に助成して保険者支援を行うものである。そのうち福祉用具貸与・販売調査においては、自治体職員等が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

③ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（第7回）

令和5年7月20日

資料2

現況

- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方については、検討会における意見を踏まえ、「これまでの議論の整理」としてとりまとめを行ったところ。
- 一部の貸与種目において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうかについて、「これまでの議論の整理」に関連するデータ等を踏まえ、更に検討を進めることが必要。

「これまでの議論の整理」における主なご意見

（対象）

- 比較的廉価で、利用者の状況を踏まえて判断された、ある程度中長期の利用が実態上見受けられる用具（例：歩行補助つえ、スロープ等）について、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の選択を可能とすることが考えられるのではないかと。
- 特定福祉用具販売の機会が広がることで、使用後の廃棄の増大により、コストが利用者や行政等に及ぶことについても考慮する必要がある。

（選択制が可能かどうか検討する場合の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方）

- 介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援については、特定福祉用具販売を選択した場合でも、福祉用具貸与と同様に、用具の使用期間においては実施すべきではないかと。
- 利用者が選択の検討をする際、メリットとデメリットを理解した上で選択し、最も適切な用具が給付されるようにするため、各種専門職において連携が図られること、当該利用者の主治医等による医学的な意見を十分に踏まえること等が重要。
- 用具提供後の支援の方法について、用具の所有権の利用者本人への移転、販売事業所における業務負担などを踏まえる必要がある。
- 特定福祉用具販売を選択した場合の介護支援専門員のモニタリング等やそれらに伴う給付の取扱いについても検討が必要ではないかと。
- 有効性・安全性の検証のため、特定福祉用具販売を選択する場合でも一定の試用または貸与を含む期間の設定を検討すべきではないかと。

③ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討

介護保険制度における福祉用具貸与・
販売種目のあり方検討会（第7回）

令和5年7月20日

資料2

「これまでの議論の整理」における主なご意見（続き）

（その他）

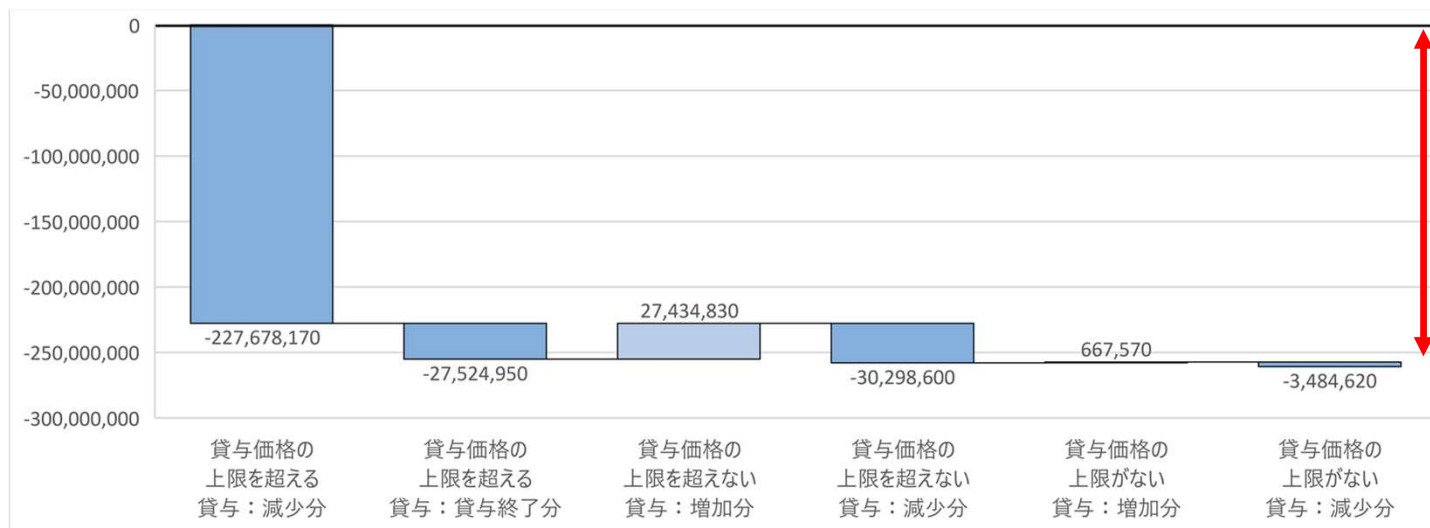
- 中長期的に用具を使用しているケースの実態を把握し、疾患等利用者の状態がどの程度予測できるか等を十分に議論するべき。
- 進行性の疾患等により短期の使用となることが考えられる利用者についても考慮する必要があるのではないかと。
- 保険者、被保険者への幅広いアンケート調査などを行う必要があるのではないかと。
- 今年度から特定福祉用具販売の種目に追加された排泄予測支援機器について、給付された者に対する支援状況を把握の上、参考にするべき。
- 選択制を導入した場合において、利用者の自己負担等はどうなるのかについて、検証すべきではないかと。

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 分析対象データを用いて、令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果は、約2.6億円(0.9%)の減少と計算され、平成30年度調査結果(平成29年10月貸与分⇒平成30年10月貸与分)の約4.5億円(2.0%)減少と比べて、6割弱であった。

図表 3 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(令和2年4月貸与分から令和3年4月貸与分)



分析対象総貸与額
27,636,055,790円

変化分総額
-260,883,940円

【分析方法】

- ・ 令和2年4月・令和3年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の変化がなかった商品、②貸与価格の上限を超えていた商品、③貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、④貸与価格の上限がない商品に分類。分析対象レコード数:7,999,383件。
- ・ 上記データについて、①については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分のデータを比較し、②については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。③及び④については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。

④ 事務負担等への影響

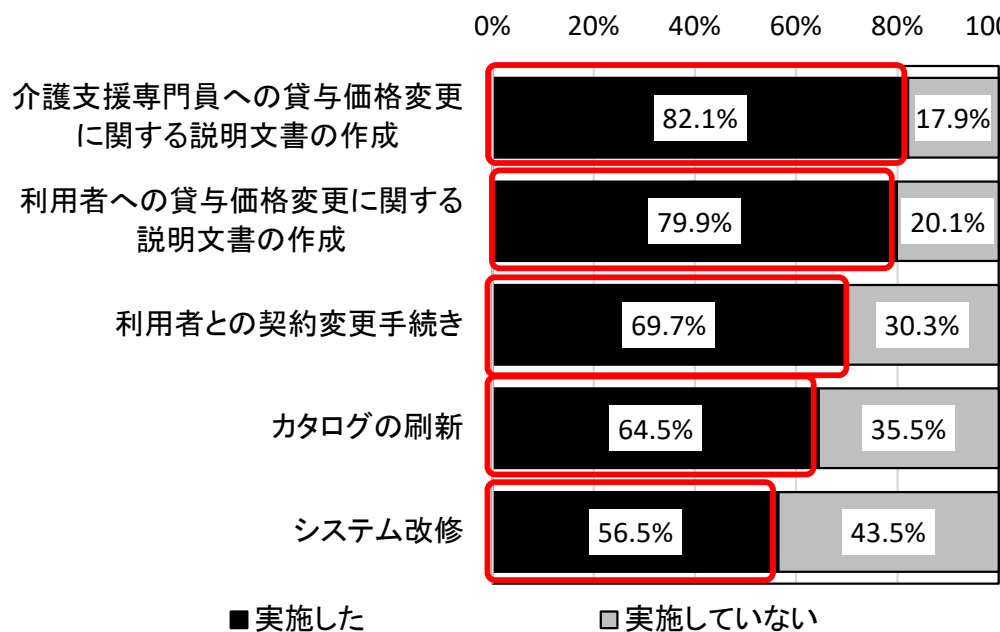
B:事業所調査(郵送法):事業所票

【貸与価格の上限見直しを理由に発生した事務作業・負担感】※事業所票 問4-2 貸与価格の見直しを理由に発生した事務作業

- 貸与価格の上限見直しを理由に事業所が実施した事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(82.1%)、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(79.9%)、「利用者との契約変更手続き」(69.7%)、「カタログの刷新」(64.5%)、「システム改修」(56.5%)だった。
- 初回上限設定(平成30年度)と比較した負担感について、「作業量は変わらないため負担は大きかった(変わらない)」と回答した事業所がいずれの事務作業についても5割以上であり、最も多かったのは、「カタログの刷新」(61.8%)だった。

図表19 実施した事務作業

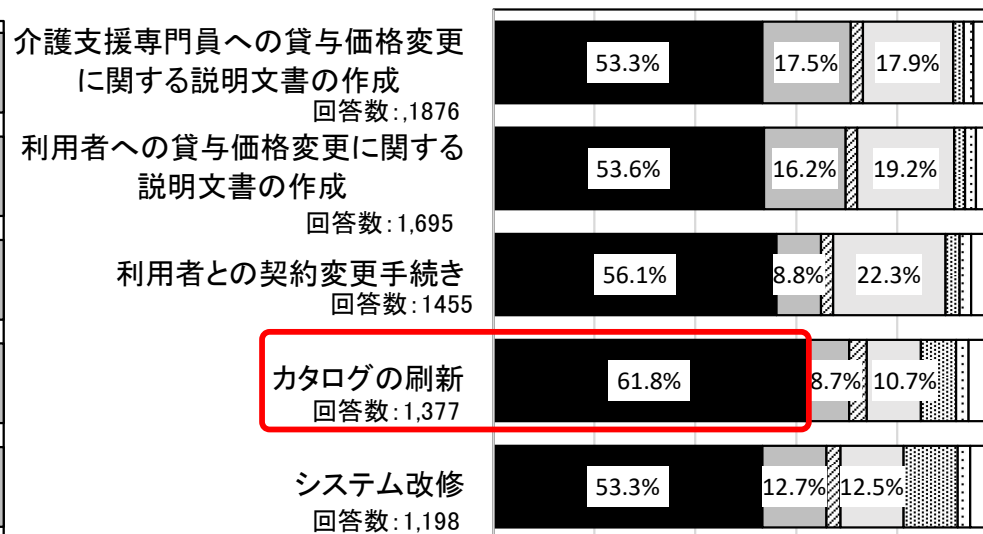
回答数:2,139



図表20 実施した事務作業による負担感(初回上限設定との比較)

【複数回答】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 作業量は変わらないため負担は大きかった(変わらない)
- 一度経験した作業のため負担は小さかった
- ▣ 新規上限設定の際にも定期的に実施しているため負担は小さかった
- 一部商品の見直しに限られたため負担感は小さかった
- ▣ その他
- 初回上限設定以降に営業開始したためわからない
- 無回答

⑥ 退院・退所時カンファレンスへの参加

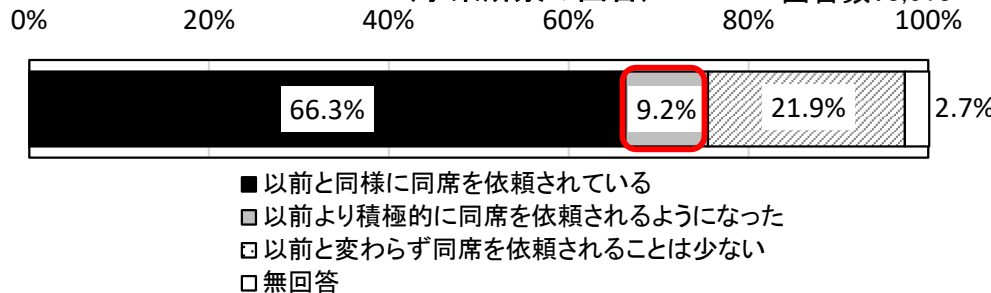
B:事業所調査(郵送法):事業所票・利用者票

【福祉用具専門相談員の参加状況・効果】

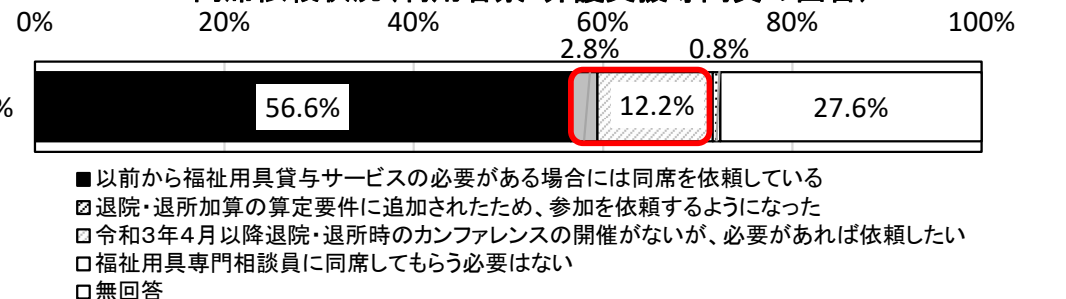
※事業所票 問7 退院・退所時のカンファレンスへの参加 利用者票 問8 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員の招集

- 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況について、「以前より積極的に同席を依頼されるようになった」と回答した事業所は9.2%だった。介護支援専門員による福祉用具専門相談員への同席依頼状況については、「退院・退所加算の算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになった」が2.8%、「令和3年4月以降退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい」が12.2%だった。※新型コロナウイルスの影響が含まれている可能性がある。
- 退院・退所時カンファレンスに福祉用具専門相談員が参加することによる効果については、福祉用具専門相談員、介護支援専門員いずれも「より利用者に適合する福祉用具の提案ができる(提案が得られた)」が9割以上と最も多かった。また、「退院・退所前にリハビリテーション専門職等と一緒に適合確認ができる」も6割以上と多く、一定の効果が認められた。

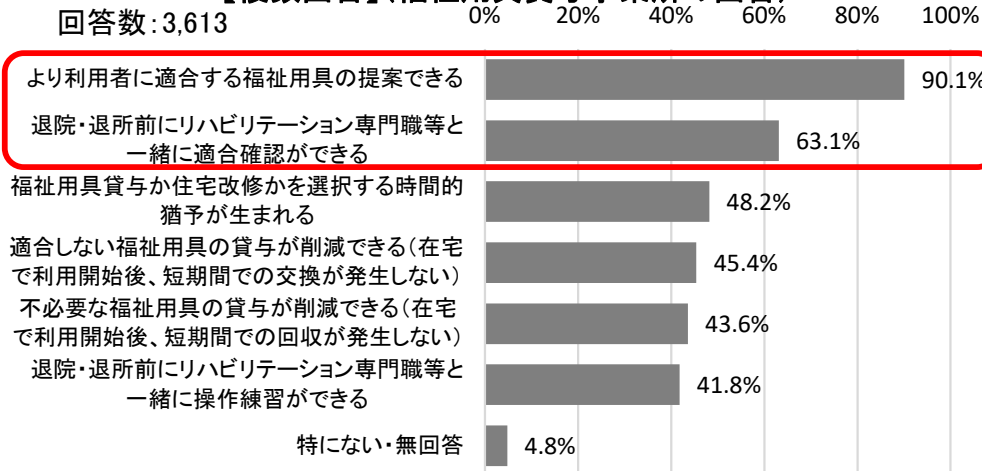
図表29 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況
(事業所票の回答) 回答数:3,613



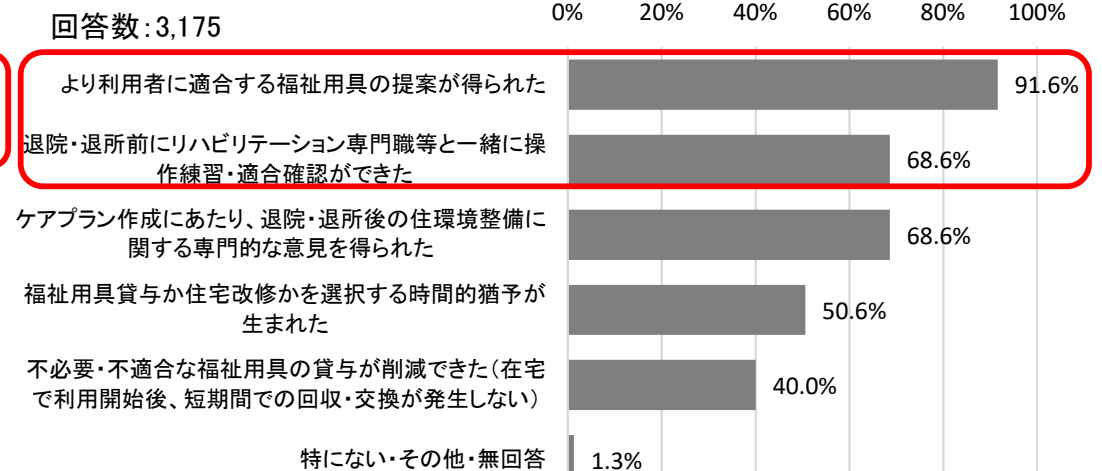
図表30 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員への同席依頼状況(利用者票・介護支援専門員の回答) 回答数:4,435



図表31 退院・退所時のカンファレンスへ参加したことによる効果【複数回答】(福祉用具貸与事業所の回答) 回答数:3,613



図表32 退院・退所時カンファレンスへの福祉用具専門相談員の参加により得られる(期待する)効果【複数回答】(利用者票・介護支援専門員の回答) 回答数:3,175



介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業

令和3年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

- 在宅における福祉用具の安全な利用のためには、まず利用者本人及び介護者等が操作方法や留意事項を正しく理解するための、福祉用具貸与事業所の丁寧な説明が必要である。その上で、正しく使用していただいているかを確認し、問題がある場合には利用継続の可否の検討・判断も必要となる。
- 福祉用具貸与事業所や福祉用具相談員が個々に事故やヒヤリ・ハットとして認識する範囲が異なることが課題として挙げられていた。
- 多くの事業所では情報不足やタイムリーな把握が困難であるという現状であることから、迅速に把握・共有できる手段の構築が望まれると共に、事故情報の周知や事故原因の分析結果を踏まえた再発防止策等の情報共有を通じ、福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた積極的な啓発が求められる。

本調査における実態把握

- (1) 事故報告書、報告ルール
- ✓ 報告すべき事故の範囲
 - ✓ 報告の流れ
 - ✓ 報告様式の有無、記載項目

- (2) 事故事例の活用
- ✓ 事故事例の集計・分析
 - ✓ 事故事例の活用事例

- (3) ヒヤリ・ハット情報の収集
- ✓ 情報収集

- (4) 福祉用具貸与事業所の取組
- ✓ 事故情報・ヒヤリハットの共有
 - ✓ 事故防止に向けた体制・取組

- (5) 他サービス等との連携
- ✓ 事故情報・ヒヤリハットの共有
 - ✓ 事例検討会等の開催

事故報告の様式・書式は市区町村ごとに異なっており、又、様式・書式が定められていない市区町村もあることを踏まえ、本事業の成果物の一つとして、福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式例を作成

事故報告書（福祉用具貸与事業所→〇〇市（町村）） 様式例

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第 報 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

1 事故状況の概要	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診（外来・往診） <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 事業所の概要	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦 年 月 日
3 対象者	法人名	
	事業所（施設）名	事業所番号
	所在地	
4 事故の概要	氏名・年齢・性別	氏名 年齢 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	サービス提供開始日	西暦 年 月 日 保険者
5 発生時の対応	住所	自宅 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 再建で <input type="checkbox"/> 集合住宅（ 階） <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	住宅の状況	施設（施設名）
6 事故発生後の状況	身体状況	要介護度 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立
	発生日	西暦 年 月 日 時 分 秒（24時間表記）
7 事故の原因分析	発生場所	自宅 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 洗面・脱衣所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニー <input type="checkbox"/> 玄関内 <input type="checkbox"/> 玄関外 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 踏み込み <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> その他（ ）
8 再発防止策	提供種目	<input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 認知症徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 体位交換器 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ
	貸与品	商品名 TAISコード 当該商品の貸与開始年月 西暦 年 月
9 その他	発生時状況、事故内容の詳細	
	事故情報の把握方法	<input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員による聞き取りもしくは発見 <input type="checkbox"/> 利用者本人からの連絡 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員からの連絡 <input type="checkbox"/> 家族等の介護者からの連絡 <input type="checkbox"/> 他介護サービス事業所からの連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）
10 添付資料（必要に応じて）	その他 特記すべき事項	

5 発生時の対応	受診方法 <input type="checkbox"/> 受診（外来・往診） <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 施設内の医師（配置医含む）が対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 事故発生後の状況	受診先 医療機関名 連絡先（電話番号）
	診断内容 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折（部位： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
7 事故の原因分析	検査、処置等の概要
	家族等への報告 報告した家族等の続柄 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他（ ） 報告年月日 西暦 年 月 日
8 再発防止策	連絡した関係機関 <input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名（ ） <input type="checkbox"/> 警察 警察署名（ ） <input type="checkbox"/> その他 名称（ ）
	本人、家族、関係先等への追加対応 予定
9 その他	（できるだけ具体的に記載すること）
	（できるだけ具体的に記載すること）
10 添付資料（必要に応じて）	連絡先 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> レンタル社 <input type="checkbox"/> その他（ ） （できるだけ具体的に記載すること）
9 その他	特記すべき事項
10 添付資料（必要に応じて）	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 検証結果報告書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業

令和3年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

- エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止、介護負担の軽減等を推進することを目的とした科学的介護に係る検討が進められているところであり、福祉用具貸与サービスにおいても福祉用具貸与計画書及びモニタリング記録のPDCAサイクルを適正に機能させていく必要がある。
- 令和2年度に実施した調査研究事業において、福祉用具貸与計画書やモニタリング記録について、記録すべき項目は共通化しているものの、福祉用具専門相談員によって福祉用具のモニタリングにおける視点や評価が異なること等の課題が浮き彫りとなった。客観的な評価や進捗状況の把握が可能となるよう定量的な目標を設定することが重要であるが、どのような定量的な目標を設定することが適切かは引き続き検討が必要であった。
- 令和3年度は、介護支援専門員が必要としている情報について把握し、福祉用具貸与サービスの質の向上に向けた記録項目や記載内容の基準の可視化・標準化に資するふくせん福祉用具貸与計画書およびモニタリングシートの改編様式の作成を行うことを目的とした。

福祉用具貸与計画書における項目の標準化に向けた検討

【調査対象】 全国の居宅介護支援事業所（事業所内 1名） : 介護支援専門員 1,500名

【目的】 介護支援専門員を対象に「福祉用具貸与計画」や福祉用具専門相談員が実施するモニタリングの結果等の活用状況、福祉用具専門相談員から得られる介護支援専門員にとって有益な情報等について実態の把握を行った。

<調査項目>

- 居宅サービス計画書完成前の福祉用具専門相談員との連携について
- 福祉用具専門相談員が実施しているモニタリング結果の活用について
- 福祉用具専門相談員が実施している福祉用具貸与計画の活用について
- 福祉用具専門相談員を利用者に紹介する際に重視するポイントについて

【調査時期】 令和3年11月1日（月）～令和3年12月6日（月）

【調査方法】 郵送配布・郵送回収またはWEB回収

【回収状況】 ○回収数：691件（回収率：46.0%） ○有効回収数 688件（45.8%）

福祉用具貸与サービスの質の向上に向けた検討

【検討方法】 令和2年度調査において課題とされた、福祉用具貸与サービスの質の評価や望ましい目標設定等について、作業部会及び検討委員会の場で議論し、チームケアの促進に寄与すると考えられる情報や取組を整理するために介護支援専門員を対象としたアンケート調査結果から、ふくせん様式の改編案の作成を行い、現場の福祉用具専門相談員を対象に試行運用を実施した。更にふくせん様式の改編案に対する改善点や実運用に向けた課題等を把握するため、介護支援専門員及び試行運用を実施した福祉用具専門相談員を対象にヒアリング調査を実施。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

- 福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降、見直しがされていないが、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理にて、福祉用具の利用安全の促進等の観点から見直しについて言及されており、近年の制度改正等も踏まえ見直す必要がある。
- 本調査研究の成果を踏まえ、令和6年度中に指定講習のカリキュラムを定めている告示や通知を改正の上、令和7年度からの施行を目指す。

現行のカリキュラム 【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

本調査研究事業は、検討委員会並びに作業部会を組成し、以下に示すフローで実施する。

1. 文献調査を踏まえた論点整理
2. 現行のカリキュラムの課題の洗い出しと加えるべき事項等の整理
3. 実態把握に係るアンケート調査
カリキュラム修了後の実務に係るアンケート調査
4. アンケート調査の結果分析と課題整理を踏まえた見直しに係る骨子と具体案の作成
5. 見直し案に対するヒヤリング調査
6. ヒヤリング調査結果を踏まえて追加・変更事項等の再整理
7. 報告書の作成、成果の普及啓発等

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

1. 福祉用具・住宅改修の概況
2. 令和3年度介護報酬改定等の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



福祉用具・住宅改修の現状と課題

<現状と課題>

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するものや、介護者の負担の軽減を図るものについて、保険給付の対象としている。
- 福祉用具の給付にあたっては、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供するため、貸与を原則としており、福祉用具専門相談員において、利用者の状態に応じた福祉用具貸与計画を作成し、その後も相談員が定期的に要介護者等の利用状況を把握するモニタリングや福祉用具のメンテナンスを行うこととしている。
- なお、貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- 福祉用具貸与について見てみると、現在、約7,000事業所存在し、利用者は約260万人おり、要介護度別では、要介護2以下の割合が約6割を占めている。また、年間費用額は約3,722億円。
- 令和4年2月より、「介護保険における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方等について議論を行い、令和4年9月14日にこれまでの議論の整理をとりまとめたところ。
- 福祉用具の貸与価格は、貸与事業者において定めることとしており、平成30年10月から、貸与価格のバラツキを抑制し、適正価格による貸与を確保するため、月平均100件以上の貸与件数がある商品について、商品毎に全国平均貸与価格を公表するとともに、貸与価格の上限設定（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設けることとした。また、新商品については、3ヶ月に1度の頻度で、平均貸与価格の公表及び上限設定を行っている。

福祉用具・住宅改修の現状と課題及び論点

<現状と課題>

- 上限設定の見直し頻度については、施行後の実態も踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととしていたが、適正化効果や事業所負担等を踏まえ、3年に1度の頻度で見直すことに改め、令和3年度から適用。
- 福祉用具専門相談員は、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職である。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、4.2人（令和3年10月1日現在）。
- 福祉用具専門相談員の質の向上を目的に、
 - ・ 福祉用具貸与計画書及びモニタリングシートの改編様式の作成（令和3年度）
 - ・ 作成した様式を使用したサービス等の標準化への取組の実施（令和4年度）
 - ・ 利用安全に関する事項や各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上を踏まえた指定講習カリキュラムの見直し（令和5年度予定）などの取組を行っているところ。
- 介護保険の住宅改修は、要介護者等の在宅生活を支えるため、福祉用具の導入の際に必要な段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を保険給付の対象としている。現在、年間約43万件の給付件数があり、年間費用額は約414億円。

<論点>

- 福祉用具・住宅改修を取り巻く状況の変化や「介護保険における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論の整理等を踏まえ、福祉用具等を利用者に適時・適切に提供するという観点から、どのような方策が考えられるか。